

## HELLO WORK information 2

月刊

ハローワーク日田

日田公共職業安定所広報  
2025年2月号

## contents

- 1 2025年度大学等卒業予定者の求人公開日程等 P1
- 2 雇用仲介事業者を正しく把握しましょう P2
- 3 「障害者就職面接会（別府会場）」のお知らせ P2
- 4 両立支援等助成金のご案内 P3
- 5 セミナー・各種相談会・説明会のお知らせ P4
- 6 管内労働市場のうごき P4



冬の硫黄山（九重町）

1

《事業主の皆さまへ》

## 2025年度大学等卒業予定者を対象とした求人公開日程等

大学、短期大学と高等専門学校、専修学校等の2025年度（2026年3月）卒業・修了予定者の就職・採用活動日程のルール及びハローワークにおける求人取り扱いスケジュールは以下のとおりです。

ハローワークにおける求人取り扱い	
求人の受理	2025年 2月1日 以降
求人の公開	2025年 4月1日 以降
大卒等卒業予定者に対する職業紹介	2025年 6月1日 以降

大学等卒業予定者の就職・採用活動に関する開始時期	
広報活動	2025年 3月1日 以降
採用選考活動	2025年 6月1日 以降
採用内定	2025年 10月1日 以降

※求人公開後であっても、**5月31日以前に採用選考活動を行うことのないよう**ご注意ください。

## 新規学卒者などを募集する事業主の皆様へ

労働条件などの明示は、労働者が職場に適應してその能力を有効に発揮するためにも、就職後のトラブルを避ける上からも重要です。労働条件は、そのまま採用後の労働条件になることが期待されています。求職者から誤解を生じにくいかたちで、正確かつわかりやすく記載してください。

また、労働条件を正確に伝えることに加えて、平均勤続年数や研修の有無および内容といった職場情報を新卒者等に提供することが「若者雇用促進法」によって求められています。

## 大卒等求人は「求人者マイページ」から

ハローワークに大卒等求人を申し込む場合は、ハローワークインターネットサービスの「求人者マイページ」の利用をお勧めします。「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコンから求人申込みや内容変更などのサービスをご利用いただけます。求人者マイページをお持ちではない場合は、ハローワークインターネットサービスの事業主の方へのサービス「求人者マイページを利用する」から「求人者マイページ」を開設してください。

\*「指針・関係法令」についてはこちらでご確認ください

若者採用指針 厚生労働省 **検索**

学卒者採用労働関係法令 **検索**

求人は正確に  
わかりやすく!

若者の募集・  
採用等に  
関する  
指針



労働関係  
法令  
に関する



\* 求人者マイページ開設に  
ついての詳細はこちらから →

ハローワークインターネットサービス  
<https://www.hellowork.mhlw.go.jp>



詳しくはハローワーク日田 求人・職業相談部門まで  
お問合せください。 ☎ 0973-22-8609

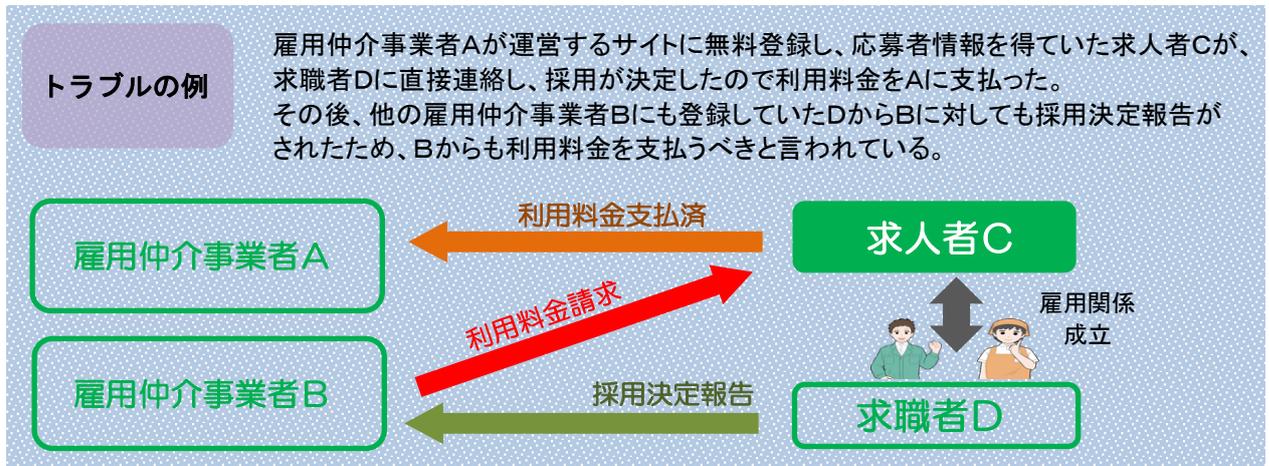
## 2 《求人者の皆さまへ》 労働者の採用を仲介した雇用仲介事業者を 正しく把握しましょう

### 複数の事業者から利用料金等を請求されるトラブルが増えています

募集情報を提供する事業の中には、求人者の方からサービス利用料金(情報提供代金)を労働者採用後に「成功報酬」という形で、徴収するものがあります。(成功報酬型の募集情報等提供事業)

求人者・求職者が同様のサービスを提供する事業者(A, B)それぞれのサービスを利用し採用決定後に求人者が当該複数の事業者(A, B)の双方から料金を請求されることになり、違約金も請求されるトラブルが発生しています。  
(求職者から事業者への採用決定報告に対して、事業者がその求職者に金銭を提供することが、複数の事業者への採用決定報告につながり、求人者が採用決定と直接関係があるとの認識のない事業者からも請求を受けるなどの事案が発生していました。このため、**募集情報提供事業者(\*)による労働者への金銭等提供を禁止しました。(令和7年4月施行)**)

(\*)「求人メディア」や「人材データベース」など、募集情報等を提供する事業で、例えば、ウェブ上に求人を書き込んだり、応募やスカウトメールの発信を、アプリ上で求人者・求職者間で直接行う機能を提供するサービスを行う事業者。



このようなトラブルを避けるため、どの事業者の仲介で雇用が成立したのか、求人者は面接日など必要な情報は記録しておきましょう。

### 求人者が記録しておくべき内容

- 採用経路(直接募集、ハローワーク、職業紹介事業者、募集情報等提供事業者)
  - 職業紹介事業者や募集情報等提供事業者である場合には、どこの事業者の紹介や情報提供により、求職者と面接等することになったか
  - 紹介・情報提供等のサービスを受けた日
  - 面接実施日 ■採用日 ■契約内容と有効期間 等
- 複数の雇用仲介事業者から料金等請求があった際には、これら記録により雇用仲介事業者と料金等について相談しましょう。**

また、複数の事業者と契約するには特に、どのような場合に利用料金や違約金が発生するのか、内容・条件をよく確認しましょう。(事業者から求人者に対し、あらかじめ誤解が生じないよう、利用料金や違約金等の内容・条件を明示する義務を課すことにしました。)

(令和7年4月施行)

## 3 障害者就職面接会(別府会場)のお知らせ

大分労働局・ハローワーク・大分県では、障害のある方の就職をご支援するため、次のとおり面接会を開催します。

**日時** 2月21日(金) 午前の部 10:00~12:00(受付 9:30~)  
午後の部 13:30~15:30(受付 13:00~)

**場所** 別府国際コンベンションセンター  
B-CONPLAZA 3階 国際会議室  
(別府市山の手町12番1号)

\* 駐車場には限りがありますので公共交通機関等をご利用ください。

ビーコンプラザの交通案内はこちら  
<https://www.b-conplaza.jp/access/>



## 4

《事業主の皆さまへ》

## 両立支援等助成金(育児中等業務代替支援コース)のご案内

「両立支援等助成金」は、仕事と育児・介護等が両立できる“職場環境づくり”のための、様々な取り組みを支援する6つのコースがあります。

この中で、政府が策定した「こども未来戦略」“加速化プラン”の、「共働き・子育ての推進」のための施策の一つとなっている、「育児中等業務代替支援コース」について概要をお知らせします。

育児休業の取得や育児短時間勤務をしやすくするための業務体制の整備に、是非ともご活用ください。

## 育児中等業務代替支援コース

※①②は常時雇用する労働者数が300人以下の事業主、③は中小企業事業主が対象

## ① 育児取得者の業務を代替した労働者に手当を支給

## おもな要件

- 代替業務の見直し・効率化の取組の実施
- 業務を代替する労働者への手当制度等を就業規則に規定
- 対象労働者が7日以上育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
- 業務を代替する労働者への手当等の支給(支給した手当額に応じ、助成金支給額が変動)

## 支給額

- ①業務体制整備経費：1人目20万円  
※就業規則整備等を社労士に委託しない場合6万円
- ②業務代替手当：支給額の3/4  
※上限計10万円/月、12か月まで

最大140万円

休業取得時  
30万円  
+  
職場復帰時  
110万円

## 活用例

## ○課題

育児をとるAさんに代わって業務を行う、周囲の従業員、負担軽減とモチベーションアップが必要

## ○取組内容

社労士に委託して以下の1、2の取り組みを実施

1. 就業規則等に「育児応援手当」を規定
  - ・対象者：業務を代替する係の全員
  - ・支給額：一律2万円/人
2. 業務見直し・効率化の取組実施

## ○Aさんは1年間の育児休業を取得

Aさんの業務代替者6人に「育児応援手当」を支給

## ●助成内容：総額128万円(①+②)

※うちAさんが育児を開始した1か月後に29万円(①+②の1か月分)を先行支給!

- ①業務体制整備費：20万円
- ②業務代替手当：108万円(2万円×6人×12か月×3/4)

## ○手当支給による効果

- ・代わりに働いた6人は、より納得して仕事をする事ができた。(離職防止にも寄与)
- ・Aさんが職場復帰する頃には、係の業務シェアが進み皆が有給休暇を取りやすくなった。

## ② 育児短時間勤務者の業務を代替した労働者に手当を支給

## おもな要件

- 代替業務の見直し・効率化の取組の実施
- 業務を代替する労働者への手当制度等を就業規則に規定
- 対象労働者が育児のための短時間勤務制度を1か月以上利用し、支給申請日まで継続雇用
- 業務を代替する労働者への手当等の支給(支給した手当額に応じ、助成金支給額が変動)

## 支給額

- ①業務体制整備経費：1人目20万円  
※就業規則整備等を社労士に委託しない場合3万円
- ②業務代替手当：支給額の3/4  
※上限計3万円/月  
子が3歳になるまで

最大128万円

育短勤務開始時  
23万円  
+  
子が3歳到達時  
105万円

## 活用例

## ○課題

多様な働き方の職場環境づくりを進めたいが、育児短時間勤務者の業務を代替する従業員にどう配慮してよいかわからない

## ○取組内容

社労士に委託して以下の1、2の取組を実施

1. 就業規則等に「育短サポート手当」を規定
  - ・対象者：業務を代替する係の全員
  - ・支給額：業務に応じて月1万~1万8千円/人
2. 業務見直し・効率化の取組実施

## ○Bさんは2年間の育児短時間勤務制度を利用

Bさんの業務代替者3人に手当を支給

## ●助成内容：総額92万円(①+②)

※うちBさんが制度を利用開始した1か月後に23万円(①+②の1か月分)を先行支給!

- ①業務体制整備費：20万円
- ②業務代替手当：72万円  
(3人分の2年間の手当×3/4)

## ○手当支給による効果

- ・育児短時間勤務に対して気まずさがなくなった。
- ・離職防止につながるるとともに、子育て世代の求職者からの問い合わせが増加した。

## ③ 育児休業中の新規雇用

## おもな要件

- 育児休業を取得する労働者の代替要員を、新規雇用または派遣受入で確保
- 対象労働者が7日以上育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
- 代替要員が、育児休業中に業務を代替(業務を代替した期間に応じ助成金支給額が変動)

## 支給額

- 代替期間に応じ以下の額を支給
  - 7日以上14日未満…9万円
  - 14日以上1か月未満…13万5千円
  - 1か月以上3か月未満…27万円
  - 3か月以上6か月未満…45万円
  - 6か月以上…67万5千円

支給要件や手続の詳細等については、厚生労働省のHPをご参照ください。

【お問合せ先】 大分労働局雇用環境・均等室 ☎ 097-532-4025

両立支援等助成金 厚生労働省 検索



# 5 セミナー・各種相談会・説明会のお知らせ

就職支援セミナー&個別相談 事前申込み

2/17 月

13:30~15:30 セミナー 15:30~16:30 個別相談(希望者)  
会場:ハローワーク日田 大会議室  
求職活動の進め方、自己分析、応募書類作成方法、成功する面接法など、専門講師によるセミナー(定員12名)  
【申込み】ハローワーク日田総合案内まで

福祉のしごと相談会 当日受付

2/25 火

13:00~15:00 会場:ハローワーク日田 小会議室  
福祉職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験などの相談・情報提供  
【問】日田市福祉人材バンク ☎0973-24-7590

ほっとLife相談会(心の健康相談) 事前予約

2/6・13・20・27 木

10:00~12:00 会場:ハローワーク日田 小会議室  
就職に対する心理的不安に、専門の精神保健福祉士による相談・アドバイスなど 【予約】ハローワーク日田まで

看護職の就職相談会 当日受付

2/4 火

10:00~12:00 会場:ハローワーク日田 小会議室  
ブランクが長いなど看護職への就職についての不安、悩み、施設見学などの相談・情報提供  
【問】大分県ナースセンター ☎097-574-7136

おおいたサポステ出張相談会 事前予約

2/14・28 金

11:00~15:00 会場:ハローワーク日田 小会議室  
働くことに悩みを抱えている方へのコンサルティング、就職に向けてサポート(15~49歳対象)【予約】おおいた地域若者サポートステーション ☎097-533-2622

事業所ミニ説明会(予定) 当日参加

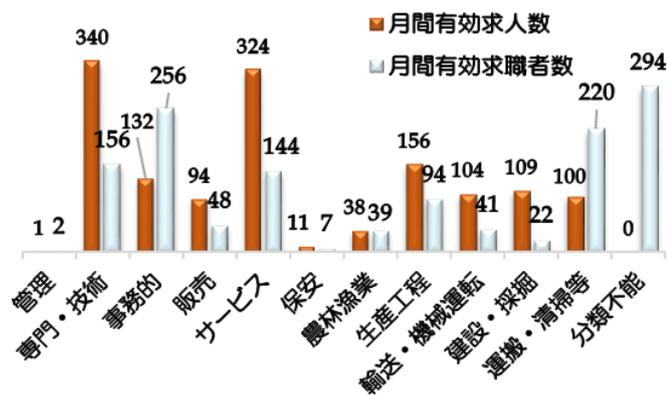
2/5・12・19・26 水

9:30~16:00 会場:ハローワーク日田 小会議室  
参加希望の事業所の方は、事前にハローワーク日田求人係へお申し込みください。なお、上記以外の日でも申し込みできる場合がありますので、お問い合わせください。

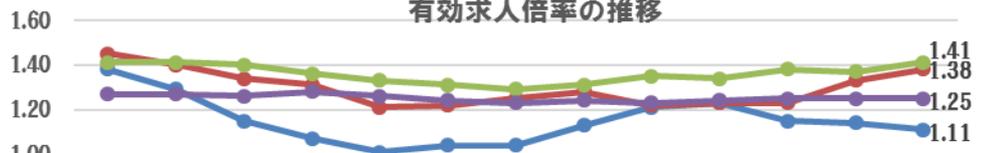
# 6 管内労働市場のうごき

	令和6年 12月	うち男	うち女	前月	令和5年 12月	前年 増減	
職業紹介関係	新規求職者数	277	117	160	292	241	36
	うち55歳以上	129	60	69	132	98	31
	有効求職者数	1,327	611	716	1,369	1,133	194
	うち55歳以上	580	293	287	591	464	116
	新規求人数	490	*	*	472	559	▲69
	有効求人数	1,479	*	*	1,559	1,569	▲90
	就職件数	120	52	68	119	118	2
	うち55歳以上	50	23	27	45	42	8
	新規求人倍率	1.77	*	*	1.62	2.32	▲0.55
有効求人倍率	1.11	*	*	1.14	1.38	▲0.27	
雇用保険関係	適用事業所数	1,919	*	*	1,927	1,935	▲16
	被保険者数	21,527	11,208	10,319	21,513	22,083	▲566
	受給資格 決定件数	70	26	44	84	57	13
	受給者実人員	369	153	216	360	291	78

《求人・求職バランスシート》  
令和6年12月



有効求人倍率の推移



	令和5年 12月	令和6年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日田	1.38	1.29	1.15	1.07	1.01	1.04	1.04	1.13	1.21	1.23	1.15	1.14	1.11
日田(前年同月)	1.45	1.40	1.34	1.31	1.21	1.22	1.25	1.28	1.22	1.23	1.23	1.33	1.38
大分県	1.41	1.41	1.40	1.36	1.33	1.31	1.29	1.31	1.35	1.34	1.38	1.37	1.41
全国	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24	1.23	1.24	1.23	1.24	1.25	1.25	1.25